

人吉市マタニティ応援プロジェクト運営業務委託仕様書

1 目的

本プロジェクトに参加する市内在住の妊婦に対して金芽米の毎月宅配を行う「人吉市マタニティ応援プロジェクト」を円滑に遂行するため、玄米の確保、精米工場間の運搬及び各家庭への宅配の業務を行うもの。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

3 遵守すべき法令等

受託者は、委託業務の実施に当たり、委託業務に関する関係法令、関係条例、関係規程及び本市が必要に応じて指示する事項を遵守しなければならない。

4 業務内容

(1) 受託者は、委託者から提供される情報に基づいて、対象品目「金芽米」を対象者に宅配するため次の各号に掲げる業務を行う。

ア 玄米の確保

(ア) 人吉球磨産の玄米とする。ただし、品種は問わない。

(イ) 玄米については、未検査米は不可とする。

イ 玄米の運搬

ウ 金芽米への精米実施

(ア) 金芽米への精米は、鹿児島パールライス株式会社との売買契約を結び実施するものとする。

(イ) 発注数を超えて製造された金芽米については、受託者にて販売等を行う。

(ウ) 金芽米に加工する精米処理最低量は300kgである。

エ 金芽米の運搬

(ア) 回収後に金芽米を一時保管する場合には、保冷庫での保管を基本とする。

オ 各家庭への宅配

(ア) 宅配期限は、委託者が発注時に指定する期日までとする。なお、契約締結後の初回配達は、5月からとする。

(イ) 委託者から提供される配達希望時間に基づいて配達を行う。配達時間は、9:00-20:00の間とする。（土日祝も含む。）

不在宅への置き配は原則行わない。

(ウ) 宅配先は、委託者が発注時に指定する場所とする。ただし、配達先から事業所での受取希望があった場合は、受託者の事業所での引渡しに努めるものとする。

(エ) 委託者が指定する宅配範囲は、人吉市内とする。

(オ) 金芽米を宅配する際には、専用計量カップ及び金芽米についてのリーフレット

(13cm×9cm) も一緒に配布する。

- (2) 受託者は、鹿児島パールライス株式会社における搬入出、衛生、安全、金芽米の取扱い、原料米の品質その他当該施設の定めを遵守するものとする。
- (3) 対象品目「金芽米」の規格、単位、その他の仕様の詳細は、別表の単価表のとおりとする。なお、入札書（様式第8号）には1袋あたりの単価（税込）を記載すること。

5 梱包・保護

- (1) 受託者は、運搬及び宅配に際し、内容物の破損、汚損、漏れ、異物混入等を防止するため、必要な梱包・保護措置を講じること。
- (2) 委託者が特段の個包装を指定しない限り、個包装を必須とはしない。
- (3) 配送を第三者に委託する場合であっても、前各号の品質保持及び納入状態の確保について、受託者は責任を負う。

6 契約形態及び契約単価

- (1) 契約単価には、玄米の確保、鹿児島パールライス株式会社間の運搬、玄米から金芽米への精米、梱包、送り状貼付、各家庭への宅配等、本仕様書に定める履行に必要な費用を含む。
- (2) 受託者は、業務委託契約締結から鹿児島パールライス株式会社と売買契約を締結するまでの期間において、金芽米取引を行う場合は現金取引とする。

7 月次精算

- (1) 支払額は、毎月の発注数量に契約単価を乗じて算出し、月次で精算する。

8 委託業務実施に当たっての留意事項

- (1) 業務の一部を第三者に再委託する場合は、本市の許諾を受けることとする。
- (2) 個人情報の保護

受託者は、本業務の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律、人吉市個人情報保護法施行条例、別記「個人情報取扱特記事項」その他関連する各種の規定を遵守し、契約に定める秘密の保持条項に基づき、個人情報の保護に努めなければならない。

9 協議

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合には、委託者及び受託者が協議のうえ定める。

10 添付資料

- (1) 人吉市マタニティ応援プロジェクト運営業務スケジュール（目安）
- (2) 人吉市マタニティ応援プロジェクト業者関係図